

## 令和6年第8回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月) 開会 午前 9時09分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 4番 中島伸吉

5番 清水裕司 6番 宮岡康光 7番 上原和子

8番 中村勝雄 9番 荻野 実 11番 野村雅紀

4. 欠席委員(1人)

3番 清水 昇

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 田中 勲 宇津木保男

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副主幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

なし

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第8回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、3番、清水昇委員、岩田推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番、清水裕司委員、6番、宮岡康光委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

### ○議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

### ○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第1号1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

8月19日に、金子下地区の豊泉委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、圏央道南側にある農地です。

譲受人は、自宅周辺等で野菜やブドウ栽培等を行っております。

申請地は、現在茶木を伐根した状態ですが、取得後は野菜畑として使うとの事でした。他所での耕作状況や農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

8月22日、担当の野村委員とは別々に、現地を確認してまいりました。野村委員から説明があった通り、特に問題ないものと思われまますので、よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、受人の経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、7,468.74平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、現在茶木を伐根した状態ですが、取得後は野菜畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番と3番は関連がございますので、一括審議をさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番と3番を一括議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番(中島伸吉君)

4番、中島です。議案第1号の2番、並びに3番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

8月20日に、豊泉推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、金子下地区内にある農地です。

譲受人は、地区内にて製茶業を営んでおり、1.8ヘクタール以上の茶園を管理しております。

申請地は、野菜や茶畑として利用されておりますが、許可後は茶園として使うとの事でした。現在の耕作状況や農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員(豊泉隆君)

金子地区推進委員の豊泉です。

8月22日、担当の中島委員とは別々に、現地を確認してまいりました。中島委員からの説明の通り、特に問題ないものと思われしますので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番並びに3番は、受人の経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

中島委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、19,863.67平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、2番は現在茶畑として利用されており、引き続き茶畑として使う計画であり、3番は野菜畑として使われていますが、取得後は茶畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第1号の4番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

8月19日に、的場委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、八高線西側に点在する農地です。

譲受人は、申請前から渡人の農地を茶畑として管理しておりました。

申請地は、ほぼ茶畑として利用しておりますが、取得後も引き続き茶畑として使うとの事でした。現在の耕作状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われま

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願い  
します。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場でございます。

8月19日に、担当の野村委員と一緒に現地を確認しました。

野村委員の説明のとおり、特に問題ないかと思われまますのでよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の4番は、親族間で農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されま  
す。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、  
4,777平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、茶畑として利用していましたが、取得後も茶畑として使う計画であ  
り、周辺農地への影響もないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題とい  
たします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当 8 番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員 8 番（中村勝雄君）

8 番、中村です。議案第 2 号の 1 番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

8 月 2 5 日に、田中推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、自宅敷地から奥に入った場所になります。三方を住宅に囲まれています、特に問題はないかと思われれます。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、受人法人所在地と一体で利用する資材置場となっております。周囲に農地は無く、近隣に影響無い形で施工する事などから農地転用申請はやむを得ないものと思われれますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

8 月 2 1 日、担当の中村委員とは別々に、現地を確認しました。

中村委員の説明のとおり、特に問題ないかと思われれますのでよろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第 2 号 1 番について、申請は資材置場を敷地拡張するための農地転用許可申請でございます

農地法第 5 条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第 3 種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第 2 種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることを、ご報告いたします。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

続いて、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第3号の1番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項について、配布議案書のとおりです。

8月21日に、間野推進委員と別々に、現地確認を行いました。また相続人からも現地で話を伺っております。

相続人は地区内にて耕作を行う農家で、対象農地は茶畑として適切に利用しております。耕作はご本人が行っており、農機具についても、耕運機3台、軽トラック2台など必要なものを所有しております。

現地の耕作状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題はないと思われませんが、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、豊岡中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

豊岡中地区推進委員の間野です。

8月20日、担当の小澤委員とは別々に現地を確認しました。小澤委員の説明の通り、特に問題ないかと思いますので、よろしくご審議お願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がりましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わります。申請者は引き続き農業経営を行っている者と認められますので、証明することについて、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第3号の2番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項について、配布議案書のとおりです。

8月21日に、豊岡南地区の農地については齋藤推進委員と別々に、東金子地区の農地については間野推進委員と一緒に、金子下地区の農地については豊泉推進委員と別々に、現地確認を行いました。また相続人のご家族からも電話にて話を伺ってきました。

相続人は製茶業を営む農家で、対象農地を茶畑として適切に利用しております。耕作はご本人が行っており、農機具についても、トラクター3台、普通トラック1台、軽トラック1台など必要なものを所有しております。

現地の耕作状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題はないと思われませんが、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、豊岡南地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

推進委員の齋藤です。小澤委員と別々に、8月25日に電話連絡及び自宅へ訪問し、現地の畑に行かせていただき、適正に管理されておりますのを確認いたしました。

特に支障はないかと思われます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

8月19日、担当の小澤委員とは別々に現地を確認しました。小澤委員の説明の通り、特に問題ないかと思います。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

8月22日、担当の小澤委員とは別々に現地を確認しました。金子下地区の農地について、小澤委員の説明の通り、特に問題はないかと思われますので、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

○議長

なければ質疑を終わります。申請者は引き続き農業経営を行っている者と認められますので、証明することについて、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願ひます。

○農業委員1番(小澤正幸君)

1番、小澤です。議案第3号の3番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、その他参考事項について、配布議案書のとおりです。

8月21日に、間野推進委員と別々に、現地確認を行いました。また相続人のご家族からも電話にて話を伺っております。

相続人は製茶業を営む農家で、対象農地を茶畑として適切に利用しております。耕作はご本人が行っており、農機具についても、茶刈機2台、軽トラック1台など必要なものを所有しております。

現地の耕作状況や農機具の所有状況から、適格者証明を行うにあたり、特段問題はないと思われませんが、ご審議くださいますよう宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、豊岡中地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

○農地利用最適化推進委員(間野哲君)

豊岡中地区推進委員の間野です。

8月20日、担当の小澤委員とは別々に現地を確認しました。小澤委員の説明の通り、特に問題ないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。申請者は適格者であることを認められますので、証明することについて、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第4号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番(久保田勝君)

10番、久保田です。議案第4号の1番についてご説明を申し上げます。

証明を受ける当事者、土地の表示、備考については、配布議案書のとおりです。

8月20日に、間野推進委員と別々に、申請地の状況などを確認し、申出人から話を伺ってきました。

申出地は一部茶畑、残りを自家用の野菜が植えられておりました。事由の生じた者の家族により、管理しております。

該当農地は特定生産緑地として引き続き耕作する予定でしたが、事由の生じた者の死亡したことに伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。農地についても、普通畑などとして今まで適正に管理されておりました。主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられますが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

8月19日、担当の久保田委員と別々に現地を確認しました。久保田委員の説明の通り、特に問題ないかと思しますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の1番について、ご説明申し上げます。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買い取り申出をする際に必要な証明である「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買い取り申出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わります。生産緑地法に係る買い取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございますが、主たる従事者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第4号の2番についてご説明を申し上げます。

証明を受ける当事者、土地の表示、備考については、配布議案書のとおりです。

8月22日に、齋藤推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

現地は大変きれいに管理されておりました。

該当農地は特定生産緑地として引き続き耕作する予定でしたが、事由の生じた者の死亡したことに伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。農地についても、普通畑などとして今まで適正に管理されておりました。主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたら願いいいたします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

8月21日に、担当の清水委員とは別々に、現地を確認いたしました。清水委員の説明の通り、特に支障はないかと思われまます。ご審議よろしく願いいいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の2番について、ご説明申し上げます。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買い取り申出をする際に必要な証明である「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買い取り申出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございますが、主たる従事者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については5件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については9件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前9時43分